

平成24年8月8日

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 平田健二 殿

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

人事院総裁 原 恒 雄

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告する。あわせて、国家公務員制度改革等について別紙第3のとおり報告する。

# 目 次

<b>別紙第1</b>	<b>職員の給与に関する報告</b>	1
第1	給与勧告の基本的考え方と本年の検討	1
第2	官民給与の状況と給与改定	3
第3	給与制度の改正等	11
第4	給与勧告実施の要請	17
<b>別紙第2</b>	<b>勧告</b>	21
<b>別紙第3</b>	<b>国家公務員制度改革等に関する報告</b>	1
第1	国家公務員制度改革についての基本認識	2
第2	高齢期における職員の雇用問題	8
第3	人事行政上の諸課題への取組	15